

マイナンバー制度の セキュリティ対策はお済みですか？

2016年1月、事業者への義務化スタート

マイナンバーの取扱に法令違反があった場合、4年以下の懲役または200万円以下の罰金または併科などが科せられます。さらに、企業の信用失墜・イメージ低下にもつながります。

物理的なセキュリティ対策として
特定個人情報ファイルを取り扱う**部屋の入室を制限するとともに、
入退室の履歴**がとれる「Fe-Lock」の設置がおすすめです。



非接触ICカード錠

エフイー・ロック

Fe-Lock

既存のドアに、入退室履歴が残せる*1 ICカード錠を！

「Fe-Lock」は、入室時の解錠、退室時の施錠、休日の入退室チェック等、
基本的な操作の履歴が残せるため、マイナンバー制度に関わるセキュリティ対策に有効です。

社員証やICカード乗車券を カードキーとして登録して使えます

ICカード乗車券やEdyなどに採用されている、フェリカ規格、マイフェア規格に対応。お手持ちのICカードや社員証を、カードキーとして利用することができます。カードキーの登録も簡単で、最大999人まで登録できます。

加工工事が必要ないため 短時間・低コストで導入可能です

ドアや壁への加工工事や、ドア自体の取り替えが必要ないため、短時間・低コストでの取り付けが可能です。電池式のため電気工事も不要。テナントビルのドアにも安心してご利用いただけます。

*ドアタイプによっては加工工事が必要な場合もございます。詳しくはお見積りにてご確認ください。

- ★テナントビルのドアにも安心して導入可能
- ★ピッキング、カム送りなどの不正解錠ができない高い防犯性
- ★乾電池式で5年以上(1日10回使用)の高寿命
- ★ランニングコストは電池代のみ
- ★24時間のサポート体制



日本製(日本製の部品を使用し国内生産しております)
独自の技術で国内外の特許[駆動部の機能及び性能]を取得
(日本:3782812/特許取得国:米国・台湾・韓国・香港・中国)

*1 操作履歴の抽出・閲覧には別途履歴管理ソフトウェアセットが必要となります。

法人会会員企業様 特別価格 通常価格(税別)68,000円~のところ

お得な導入コストは
取り付け費込みで **63,000円~** (税別)

※ドアタイプにより、掲載写真とは別タイプの製品になる場合や、取り付けに工事等が必要な場合もございます。詳しくはお見積りにてご確認ください。
※導入コストには専用カード2枚が含まれます。3枚以上の専用カードが必要な場合は別途料金となります。

電気錠等を使用した
一般的な入退管理システムと比べ
約**1/5**以下のコストに!
(2015年10月 自社調べ)

取り付け日本全国対応

カード錠・セキュリティシステムの製造メーカーとして43年の実績

株式会社 計電産業

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-29-24 パシフィックスクエア石 7F
TEL 03-3945-0069(代)

【営業所】東京/大阪/福岡
【グループ会社】株式会社計電管財/ケイデン・セキュリティー機器販売株式会社
参加団体:日本防犯設備協会/日本ロック工業会/日本ロックセキュリティ協同組合

まずは、**無料のお見積り**を!

<http://keiden-ic.com>

お問い合わせ先 | TEL 0120-900-166 [通話料無料]



古紙配合率100%再生紙を使用しています。



ほうじん本郷

HONGOHJOIN HONGO

税務ニュース

No. 465

平成27年11月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

石川 浩 新署長にインタビュー — 2

「組織は人なり」

税務署だより — 3

都税事務所だより — 4

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」まとまる — 5~7

法人会の活動 — 8~9

わが町の空襲 — 10~11

(宮川正さん・根岸栄宏さん・亀谷敏子さん/佐藤豪一さん)



文京区 本駒込 吉祥寺

曹洞宗 諏訪山 吉祥寺
太田道灌が江戸城築城の際、井戸を掘ったところ、「吉祥増上」の刻印が出てきたため、現在の和倉門あたりに「吉祥庵」を建てたのが始まりといわれる。徳川家康時代に水道橋際(現在の都立工芸高校一帯)へ移った。明暦3年(1657)明暦の大火で焼失し現在地に移転。関東における曹洞宗の宗門随一の「施檀林(せんだんりん)」がおかれ多くの学僧が学んだ。第二次大戦でそのほとんどが焼失し、現在は山門と経蔵だけが往時をしのばせる。
【所在地】 文京区本駒込3-19-17
【お問い合わせ先】 ☎ 03-3823-2010
【交通のご案内】 ・東京メトロ南北線「本駒込」駅より徒歩7分
・都営地下鉄三田線「白山」駅より徒歩12分

本郷 本郷菊坂周辺(旧伊勢屋質店)

菊坂も終わりになる手前がある風景。伊勢屋質店は樋口一葉ゆかりの質店。なんだか一葉が質店に通う姿が想像できそうですね。

Interview

石川 浩 新署長インタビュー

「組織は人なり」



▲中央が石川署長で後列左より森田副委員長、五十嵐副会長、松下委員長、山中委員の各氏

秋の気配も深まった雨上がりの10月2日午前10時、7月に赴任された石川 浩署長のインタビューを、松下広報委員長、森田副委員長、山中委員(女性部会長)と共にさせて頂きました。いつものように最初は皆さん緊張気味でしたが、すぐに和やかなインタビューとなりました。

Qご着任から3か月、本郷地域の印象はいかがですか？

署長：歴史ある街、寺、神社が多い街で、下町なのかと思っていましたが、高級住宅街もあり、コントラストのはっきりした都会という印象です。

Q前任地でのお仕事は？

署長：1年間茨城県南部の竜ヶ崎税務署で署長をしておりました。管轄地域は広くて、出張する場合はほとんど車を使用しました。広大な農村あり、ベッドタウンあり、最近では工場誘致も進んできています。その前は22年間ずっと財務省におり人事関係の仕事をしておりました。更にそれ以前は四谷、杉並、柏税務署と3年ずつ勤務しました。

Q税務の仕事に就かれたきっかけは？

署長：父はお菓子の問屋に勤めるサラリーマンで、母が荒川の熊野前商店街で菓子パン屋をやっておられて、高校卒業後の進路を考えていた時、パン屋の経理をみてくれた税理士が税務大学校を推薦してくれました。税務大学校の1年間の寮生活では大変たくさんの有意義な事を学びました。

Qご出身地は？

署長：荒川区東尾久です。高校は足立区でした。

Qご家族は？

署長：妻と大学1年生と高校3年生の男の子二人です。上の子は中学まで、下の子は高校まで、それぞれサッカーをやっていました。現在の住所は松戸で最寄駅は新松戸です。妻は千葉の出身で、現在は柏税務署でアルバイトをしております。

Qご趣味は？

署長：ウォーキングとサッカー観戦です。サッカー観戦はプロだけでなく息子の試合も見に行っていました。あとは妻と二人で旅行によく出かけます。先日のシルバーウィークには九州に行きました。また、日帰りバスツアーにも何回か行っています。

Q好きな食べ物は？

署長：蕎麦ですかね。お酒は焼酎が多いです。

Q本郷法人会に希望される事は？

署長：本郷法人会では小学生を対象にした租税教室をされていますが、大変素晴らしい事だと思います。また税に関する作文、絵葉書コンクールもあり、小学生の時から税務への理解を深め、自主的に納税する意識を持って頂く為の事業は、今後とも是非継続して拡げていって頂きたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、税務大学校の寮生活1年は、役人がどうあるべきか教わった非常に有意義な体験でした。本郷法人会としても志のある人には税の職に就くことを薦めていって頂きたいと思います。

Q座右の銘など御座いましたらお聞かせください。

署長：「組織は人なり」です。組織は個人個人の行為、言動で動くものであり、組織の評価を高めるのも貶めるのもそこに属する個人です。一人ひとりが一生懸命やることが組織の評価に繋がっていくのだと思います。

(署長ご本人は最近メタボで運動をしなければと言っておられました。インタビューのメタボ度との比較では全く問題なさそうにお見受けしました。今までインタビューさせて頂いた署長さんの中では、一番若い署長で、今までとは少し違うインタビューになったと感じました。)(五十嵐 記)

石川署長略歴

- 昭和57年4月 東京国税局採用
- 平成 4年7月 財務省(旧大蔵省) 大臣官房秘書課
- 平成14年7月 財務省大臣官房秘書課課長補佐
- 平成24年7月 財務省大臣官房秘書課人事調査官
- 平成26年7月 竜ヶ崎税務署長
- 平成27年7月 本郷税務署長



▲インタビューの様子

税務署だより tax office message

マイナンバー情報



新着情報をお届けです！

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書への個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました(個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです)。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

(参考)

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類

- ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
 - ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
 - ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
 - ・ 特定口座年間取引報告書
 - ・ 未成年者口座年間取引報告書
 - ・ 特定割引債の償還金の支払通知
- } (平成28年1月施行予定)



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま

平成 29 年度から
個人住民税の
特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。
※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

特別徴収義務者となる
事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、従業員の方が金融機関に出向いて納税する手間が省けます。なお、所得税のように、事業主の方が税額の計算や年末調整をする必要はありません。

■ 詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

特別徴収推進ステーション

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>個人住民税PRキャラクター
ぜいさいりん法人会の「平成 28 年度税制改正に関する提言」まとまる
法人実効税率 20% 台の早期実現と
中小企業の活性化に資する税制措置を強く求める！

法人会の「平成 28 年度税制改正に関する提言」が、9 月 16 日の公益財団法人 全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。全法連では、全国 82 万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国 41 都道府県連および 441 単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あてて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- 消費税率 10% への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながる客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

- 消費税率 10% への引き上げは、2017 年 4 月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。
- 消費税引き上げは国民に痛みを求めることには変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率 10% への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。
- 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率 10% 程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えられるので、導入の必要はない。
- 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

- 国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要。
- マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Tax や eLTAx を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直ししていくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。
- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- 平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。

III. 地方のあり方

- 地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。
- 我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

IV. 震災復興

- 今年5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/> - 東京法人会連合会 -

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成27年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置などが講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。

法人会では、昨年9月に「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人実効税率の引き下げなど法人会の要望事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率

法人会提言 (法人実効税率20%台の実現)	改正の概要
(1) 我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。	法人税率(現行25.5%)が23.9%に引き下げられました。また、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入措置、租税特別措置の見直し及び外形標準課税の拡大など課税ベースが見直されたことにより、法人実効税率(現行34.62%)は平成27年度が32.11%、平成28年度が31.33%に引き下げられます。 なお、見直しに当たっては、中小企業への影響に配慮した大企業中心の改革となりました。
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。	

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

法人会提言 (中小企業の軽減税率の本則化と適用所得金額の引き上げ)	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成27年3月31日まで)ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。 また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。	中小法人の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

[事業承継税制]

法人会提言 (相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実)	改正の概要
・株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。 ・死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。 ・対象会社規模を拡大する。	(1) 先代が存命中、経営承継受贈者(2代目)が後継者(3代目)に再贈与した場合、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除されます。 (2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されます。

[復興支援のための税制上の措置]

法人会提言 (震災復興)	改正の概要
・被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。	福島復興・再生を図り、近い将来の避難解除区域等内での事業再開を支援するため、①準備金を積み立てた際に、その積立額を損金算入することができるとともに、②準備金を取り崩して再開投資を行う際に特別償却できるよう、税制上の措置が講じられます。

法人会の活動

平成27年度法人税の基礎講座
—研修シリーズが開講—

法人税の基礎講座が9月3日(木)、午後1時30分より本郷税務署大会議室で開講した。この講座は6回シリーズで講師は税務署の菊地調査官が担当。第1回目は決算書・申告書のしくみから「同族会社の判定」や「役員給与」から始まり、最終回では消費税について学ぶ講座で毎回好評を得ている。



▲ 講師の菊地調査官

第3回源泉基礎講座を開催 —源泉部会—

源泉部会(高橋部会長)が第3回目になる源泉基礎講座を9月4日(金)、午後2時より本郷税務署大会議室で開催した。講師の藤原調査官が「退職所得の源泉徴収事務」をテーマに「退職所得の範囲」や「退職所得に該当しないもの」「退職所得控除額の計算」について設問を交えながら解説した。



▲ 講師の源泉部門 藤原調査官

平成27年度 経営者夏季研修会
元本郷税務署長 山本 克己先生を講師に招く

総務委員会(吉田委員長)は9月11日(金)、翌12日(土)にかけて熱海「後楽園ホテル」に於いて、経営者夏季研修会を開催した。講師は元本郷税務署長で税理士の山本克己先生、「税務雑感」をテーマに現職時代の苦労話やウラ話など失敗談を交えながら話された。

また、江戸時代のモノの値段などを例に挙げて説明された。



▲ あいさつをする加藤会長



▲ 司会を務める吉田総務委員長



▲ 税理士の山本克己先生

第2回税法等研修会を文京都税事務所会議室で開催
—平成27年度税制改正等を学ぶ—

第2回税法等研修会が9月15日(火)、午後2時より文京都税事務所会議室に於いて開催された。講師は千代田都税事務所と文京都税事務所の担当者が務め、外形標準課税の拡大、省エネ促進税制など平成27年度税制改正について説明がされた。

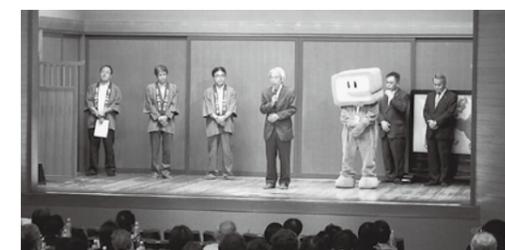


▲ 講師を務める千代田都税事務所の担当者

新規獲得52社を目標に平成27年度会員増強大会
及びチャリティー寄席
—上野鈴木演芸場で開く—

平成27年度会員増強大会及びチャリティー寄席が9月16日(水)、午後5時30分より上野「鈴木演芸場」で開催された。第1部会員増強大会は吉田総務委員長が司会を務め加藤会長のあいさつに続き、田中厚生組織委員長が、会員増強推進施策を説明、今年は52社の新規獲得を目指すことにした。

その後、本郷税務署 石川署長の税務行政へのお願いに続き、大同生命(株)内藤東京支社長、AIU損害保険会社(株)八舟法人会推進部長がそれぞれ概況説明をした後、第2部チャリティー寄席が始まり、増田社会貢献研修委員長の司会で、松尾副会長が公益事業である為のチャリティー募金のお願いをした。



▲ あいさつをする石川税務署長



▲ 田中厚生組織委員長が推進施策を発表

横須賀美術館と防衛大学校を見学 女性部会長 山中 一江

女性部会(山中部会長)主催によるバス見学研修会が10月14日(水)、参加者34名で行われました。

当日の朝は肌寒く曇りがちな天気でしたが、日頃の行いの良い人ばかりなのか、横須賀に着く頃には真っ青な秋空が広がっていました。

見学が難しい防衛大学校 建築も美しい横須賀美術館 真っ青な海と行き交う船を眺めながらの昼食後、記念艦三笠の見学、横須賀ポートマーケットでの買い物など盛り沢山の行程で、楽しく有意義な一日でした。

三笠での日露戦争時、死ぬ事がわかっている旅順攻撃に多くの若い兵士が志願した話。

防衛大学校での日本を守るために日夜勉強と厳しい訓練を積む若者の話を伺い、平和な世界をどう守るのかを一人ひとりが考え続ける義務があると思いました。陽が降り注ぐ美術館では、ユーモアにあふれた長新太の絵や谷内六郎のほっと懐かしい絵が、ちょっと重くなった心を軽くしてくれました。



▲ 防衛大学校 本部庁舎の前で記念撮影をする参加者



20年前、地域雑誌を始めてから、何度か、空襲を記録化しようとしたことがあった。そのたび「つらいことを思い出させないで」「戦争の話だけはしたくない」という拒否や抵抗に出会った。「爆弾が落ちた、死人が出たなんていうと地価が下がる」という方もいた。

もはや、戦後60年。今回はたくさんの方が協力してくださった。今のうちに語っておかなければと思われたのでしょうか。

どうぞ話して下さい。これからも聞きにまいります。

記事提供：地域雑誌「谷中・根津・千駄木」80号(2005/夏 10年前の記事より転載していますので、少し古い内容となっています。)

鳥越から上野をめざして 宮川 正さん (白山、アイアイメガネ)

大正四年生まれで九十になります。大阪の心齋橋で叔父がメガネ屋をやっていたので、そこで修業して二十八歳の時、東京で開業しました。

上京する前、関東軍に取られて、中国でメガネの直しをしたこともあるんです。中国では民間でも働きました。まあラクな仕事でのんびりやってましたよ。中国の人はかわいそうでした。自分の国で取れたものをよその国の人に食べられてしまって。ただ大豆や落花生を植えるという考えもなかった。日本人が行って開拓したのも確かです。

戦争、大嫌いですね。日本に戻ってからはこの人(妻美智子さん)とまだいいなずけの時代。この人は日本橋久松町にいて、私は鳥越で店をやっていた。三月十日は前夜の十時ごろから始まり夜中の一時、二時まで空襲が続いた。燃える速度が速いので、じっとしてはおれない。

弟とリヤカー押して上野をめざしました。道すがら、知ってる人が倒れている。新聞屋のおじさんは毛も全部焼けちゃっている。ねんねこで子どもを負ったまま母子とも息絶えている。死んだ子を抱いたまま横たわっている。着物が焼けて襦袢がむき出し。あんなのを見たのは最初で最後ですね。まるで生地獄さながら。その間を抜け明け方に上野へ着いた。小伝馬町から上野までのわずかな距離が十時間もかかった。道中会った近所の人のお世話で福島の会津若松に行くことになりまして、本当によくしてもらった。私どもは無事に一緒になりまして、結婚六十年。まあメガネ屋は今は大変です。こうやってみなさんのお目が悪くなるのを待っているわけです(笑)。



「仁王門」だけ残して 養福寺 根岸 栄宏さん (西日暮里)

三月九日(十日未明)の空襲で、日暮里の線路ぎわの寺は本行寺さん以外の四軒はみな焼けたそうです。私は生まれて1ヶ月でしたので、もちろん覚えておりません。寺には父一人しかおらず、仁王門を残し、あとは全部焼けました。爆夷弾が屋根を突き抜けてくれればよかったのに、天井で止まってしまい、そこからぶすぶすと焼け広がった。本行寺さんにも爆夷弾は落ちたのですが、兵隊の詰所になっていて人手があって消し止められたと聞いています。

深川の味噌屋ビル 亀谷 敏子さん (向丘)

わが家は父と母と予科練の兄、そして姉、妹三人、弟一人の九人家族でした。

あの三月九日の夜、私は中学一年生、深川に住んでいました。みんなで避難しようと母に起こされた時に、私は吐き気がして布団の中でグズグズしていました。母は一歳半の弟を背負い、十五歳の姉と十二歳、十歳、五歳の妹たちを連れて、先に町内の避難所に指定された末広味噌屋ビルの地下室に向かいました。

もう若い人は町内にいなくて、四十六歳だった父が町内の見回りをして帰ってきて、布団の中にいる私に何しているんだ、早くといったときは周りにも火がついていました。それから焼夷弾を水浸しにした火叩きで消したり、前庭

の防空壕に食料を運んで、綿布団を濡らして上にかけてたりしてから逃げました。

母たちが先に避難した大きな味噌屋ビルは人でいっぱい、母のいる地下室には行けず、やっ和一階の出入り口に近いところにいたら、後方から悲鳴が聞こえました。ラッシュアワーの電車みたいでした。後ろの硝子戸が火で溶け、そこから火が入ったようでした。いま外に出ると火の海だからと消防団の人が表の戸を押さえて、外に出ようとする人を制止していました。

父はここにいると死ぬ、と行って無理に戸を開けて周りにも逃げろと叫んで飛び出しました。外は火事場の風。まるで竜巻のような風が吹き荒れていて、表に出た途端、

私はその風に吹き飛ばされ、転がってしまいました。父が伏せろ、というのでどうにか父のところまで這っていくと、父は飛んできたトタン屋根を私にかぶせ、火の粉を避けました。

三ツ目通りの十三間道路の先、五十メートルほど行った所が小名木川。父はそこまで行きたかったようですが、強風で行き着けません。そこから父に持ち上げられ、どこかの塀の中に転がった。そこは金物かすのいっばいある軍需工場で、その塀のかけで助かりました。

火が落ちついてきて、空を見上げるとお星様がすごくきれいで、B 29 がひどく低空飛行で飛んでいました。アメリカ兵がニヤツと笑って下を見ました。

朝になり、表に出たら三ツ目通りにピンク色をした死体がゴロゴロしていた。中にはびくびくしている人も。母たちのいる味噌屋のビルは一階が燃えて白骨が見え、折り重なった死体の山がまだくすぶっていて、地下には行けません。わが家もきれいに燃えていました。いつの間にか運動靴が焼けたのか脱げたのか、父も私も裸足でした。

この日は母たちを探せず、父が勤めていた浅野スレートも焼けてしまったので、清洲橋にある親会社の浅野セメントまで歩き、麻のセメント袋をかぶってどうにか寝ました。

翌十一日も母たちの消息は分からず、新宿の伯父の家に父と行きました。日本橋の白木屋が三、四階から火を吹いていました。こんな日にも銀座から渋谷までの地下鉄は動いていました。避難先でおにぎりをもたらったんですが、茫然として涙も何も出ませんでした。四日くらい伯父の家で世話になったのですが、煙のにおい、死体のにおいが

染み付いて、従兄たちに臭い臭いと言われました。

三月十四日、憲兵隊が味噌屋ビル地下室の死体を出すというので、父と伯父と三人で確認に行きました。シャベルが何かで運びあげられた死体は三ツ目通りに並べられていました。一階は白骨化していましたが、地下は水が入って体が煮えて柔らかくなっていました。母は着物で分かりました。モンペ、割烹着まで身につけていましたが丸坊主でした。弟は頭も、足首から下もなかった。いちばん下の妹は胴体だけ。その上の妹はモンペでわかりました。姉とすぐ下の妹はついに見つかりませんでした。苦しくなって上にあがって白骨になってしまったのでしょうか。母の骨の一部を取って、焼け跡で焼けぼくいに火をつけて焼いて帰りました。それでも父は徴用で会社に行かなくてはなりません。わたしは茨城の伯母に預けられました。

兄が予科練に入りたいというのを、父母は絶対にダメだといって部屋から外へは一步も出られないようにしていました。それなのに兄に頼まれて応募用紙を買に行ったのも、投函したのも私です。この兄も戦死しました。しかもわが家はもっとはやく疎開するはずだったのに、兄が正月には戻るといって、配給のお餅を取っておいて楽しみに待っていた。それが三月末になったので、みんながっかりしながらも待って、兄が来てから疎開しようといっていた矢先でした。

うちは一家九人のうち、生き残ったのは父と私だけ。それというのも私が兄の予科練の応募用紙を買ってきたのが発端で、もとはといえば私のせいのような気がして悔やまれます。

*「谷根千」八十号に加筆・訂正しました。

汐見小学校の学童疎開② 佐藤 豪一さん (広報委員)

(下記の内容は、地元の記事を抜粋しました。)

子供たちは、初めのうちは何もかも珍しく、大きな温泉浴場で泳いだり、近くの山や川で元気にはしゃぎ回っていたが、十一月中頃から、寒くなってきたのと、里心が出たのか、夜中にシクシク泣きだす者が多くなり、その上食糧の輸送が遅れがちになると「腹が減った、目が回る」と先生や寮母さんを手こずらすようになった。私どもは田中先生と相談して、「都から来る輸送も心配だ。今のうちに確保しておかねば」と、炊事場の土地の者の案内で、委員五、六人が大八車を引っ張り出し、近くの農家から食糧の買いあさりにはげんだ。だが、二度三度は同情もあり、どうやら荷車も一杯になったが、中頃からは、他校でも始めたので、狭い土地柄でもあり、四百名の学童が三校では千二百名で、買い出し部隊が農家でぶつかり合うようになった。そこで私たちの委員は、父兄や業者、

町の有力者などに疎開先の実情を訴え、足袋や軍手、砂糖や石鹸などを手に入れて、四、五人の委員が背中に負って、あのゴツ返す汽車の窓から押し込まれて東京を出発したりしたが、塩原で空腹を抱えている大勢の学童のことを思うと、苦労を忘れて通いつづけた。

さいわいなことには、私たち委員は「学童疎開委員」の腕章を付けていたので、駅員はもちろん、乗り合わせた乗客も、子を持つ親心は皆同じで、汽車の中でも、バスの昇降でも気を遣ってくれたのはありがたかった。

千駄木二丁目商店街振興組合
初代理事長 故・野口 福治氏
著書「ふるさと千駄木」より抜粋

編集後記

突然、事務局から広報委員会開催通知が来た。なぜ僕にと思って通知書をよく見ると「※利根川最高顧問より推薦がありました」と書いてあった。理由も分からず委員会に参加してみたところ委員長をはじめ委員からも活発な意見が出て充実した委員会だった。最高顧問に推薦理由を聞いてみようと思っていたが、しばらくすると、それはできなくなった。利根川最高顧問と僕は兄貴と弟のように様々な事業に取り組んできた。これは最後に兄貴が僕に与えた仕事と思い、しっかり職責を果たして行きたい。(小能大介記)

■平成 27 年 11 月号 (No.465) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人: 広報委員長 松下和正
〒113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2 階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401